

令和5年6月19日

宮城県知事 村井嘉浩殿

「HSE社による大規模風力発電計画から丸森の人々の暮らしと森林を守るための要望書」

すでに当会からR4年7月と10月に知事あてに要望書を提出させて頂いたように、町内では（仮称）丸森風力発電事業（JRE株式会社）、（仮称）丸森筆甫風力発電事業（HSE株式会社）の2社合計27基の大規模風力発電計画があり、その中止を求めてきました。そして、報道等でご存じの通りJREによる（仮称）丸森風力発電事業（15基）につきましては「住民の理解が得られていない」としてR5年5月に正式に事業中止の発表がありました。多くの方々のご支援によるものと深く感謝申し上げます。

一方で、HSEによる（仮称）丸森筆甫風力発電事業計画（12基）は未だに継続中であり、その建設予定地の多くは令和元年東日本台風による土砂災害が特に激しく、死者、行方不明者が出ている場所も近くにあり、このような場所で巨大風車の資材の運搬のために山を削って大きな道路を作り、山頂を削るなどの大規模な土工事を行うことは、土砂災害のリスクを増大させる危険な行為です。それにもかかわらず、計画地を変更することもなく、町民が台風災害にもがき苦しむあいだもこの計画が着々と進められてきたことに強い不信感を覚えざるを得ません。私たちはHSE社に対し計画の中止を求める要望書をR5年4月9日付で提出し、その回答を求めています、2カ月たった現在も回答がない状態です。

宮城県では、この6月議会において「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」案が審議されます。再エネ施設を森林以外の適地に誘導することを目的としたこの取り組みは素晴らしいものであり、是非、実効性のあるものにして頂きたいと思えます。

丸森町では、地産地消型の再エネの普及に取り組む組織や森林の保全や持

続的経営を目指した自伐型林業に取り組む若い人達のグループもあります。私達も再エネの普及の必要性は十分認識しており、暮らしや環境を脅かさない地産地消型の計画であれば協力を惜しみません。

しかし、台風災害で苦しめられた町民にさらに土砂災害の危険を増大させ、低周波音や巨大風車の異様により日々の静穏な暮らしや環境を破壊し、苦痛を強いる大規模風力発電は問題が多すぎ、受け入れ難いものです。後述するように宮城県環境影響評価技術審査会でも多くの問題点を指摘されています。

よって以下の点につき、村井県知事におかれましても特段のご配慮を頂きたい、お願い申し上げます。

記

- 1.土砂災害の危険が増大し、暮らしと環境を壊す HSE 社による大規模風力発電計画は一旦中止し、「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」案の目的に沿うように森林以外の適地において住民理解が得られる適正規模の発電計画になるよう強く指導して下さい。
- 2.丸森町議会において全会一致で採択された「大規模風力発電から丸森の人々の暮らしと環境を守るための請願書」にあるように「住民との合意がない限り絶対に事業を進めることのないよう」今後も HSE 社に強く指導して下さい。

※ 御多忙であることは承知しておりますが、上記の件につきましては出来るだけ早く文書による回答を切望いたします。

※ 尚、この要望書および回答は SNS、HP などでも公開させて頂きますことをご了承下さい。

要望者 丸森の未来を考える会

共同代表 菅野 俊一 荒 正浩

丸森町大内青葉南 62-1 Tel.080-5578-0328

【理由 詳述】

以下に、本要望に至った理由を詳述します。まず、(仮称)丸森筆甫風力発電事業の環境影響評価方法書に対する宮城県環境影響評価技術審査会(会長 平野勝也)の答申(R3.5.19)の中からの抜粋、そして本計画の問題点を「保安林と土砂災害の危険」、「放射性物質の拡散」、「阿武隈溪谷県立自然公園と動植物への悪影響」、「低周波音による健康被害」、「景観の破壊」、「落雷の危険と工事の悪影響」、「丸森町の未来への負の遺産」の7個の観点より整理しています。

◎宮城県環境影響評価技術審査会の答申(R3.5.19)では以下の様な指摘がされています

<全体的事項より>

(1) 対象事業実施区域の一部が阿武隈溪谷県立自然公園、次郎太郎山鳥獣保護区及び水源涵養保安林に指定されている。また風力発電機から最寄りの住居までの距離が600メートルと近接している。さらに事業区域内には土砂災害警戒区域(土石流)等の災害リスクの高い地域も含まれている。これらのことから、本事業計画の具体化に当たっては住居からの隔離の確保等による生活環境への配慮のみならず、動植物や景観等の自然環境への影響を十分考慮した上で風力発電設備及び取付道路等の付帯設備の構造・配置又は位置・規模等を検討すること。

(4) (抜粋) 特に事業区域周辺は令和元年東日本台風により、甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては適切に調査、予測、及び評価手法を設定すること。

<個別的事項より>

(1) 騒音・低周波音及び風車の影

事業区域には住居等が点在し、風力発電機設置位置から最寄りの住居等までの距離が600メートルと極めて近い。このことから風力発電施設の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため、風力発電設備等の配置検討に当たってはこれら住居等への影響を適切に調査し予測及び評価すること。

(2) 水質(抜粋)

事業実施区域には令和元年東日本台風により生じた裸地が存在することから工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。

(3) 地形及び地質（抜粋）

- ・土砂災害危険箇所及び地すべり地形については改変を避けること
- ・道路の新設・拡幅等を含む事業実施による改変が周辺土砂災害を誘発する可能性について適切に調査、予測、及び評価し、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 動物に対する影響（要約）

サシバやノスリなどの希少動物や小鳥の渡り、コウモリに影響がないよう調査するよう求めている

(5) 植物に対する影響（抜粋）

事業区域及びその周辺は暖温帯、冷温帯の移行部に当たり、事業実施区域を北限とする植物が生育するなど分布に特色を持つことから、十分な調査を行うこと。

(6) 景観に対する影響

- ・住居等に近接して風力発電機が設置されることから、景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの景観への影響を調査、予測及び評価し適切に風力発電設備等の配置等を検討すること。
- ・風力発電機の配置計画において、北側の2基は、阿武隈溪谷県立自然公園（阿武隈川地区）の第3種特別地域に挟まれた普通地域に位置しており、阿武隈川の丘陵地河川景観に配慮するため、次郎太郎山展望施設を調査地点に追加すること。このほか、白石城など主要な眺望景観を含め、自然景観との調和の観点も踏まえ、影響を適切に調査、予測、評価した上で景観に配慮した風力発電設備等の配置等を検討すること。

(10) 放射線の量による影響（抜粋）

事業の実施に伴う放射性物質の飛散、流出等による水環境、土壌、農作物等への影響を調査、予測及び評価し必要に応じて拡散防止措置等をとること

※ また、これらを踏まえた宮城県知事から経産大臣への意見書（R3 6.16）では

(4) 事業計画等の見直し

上記の他、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること

…と、くぎを刺されている

1 土砂災害の危険の増大、山の保水力と水環境の劣化（建設予定地の多くが保安林に隣接している）

丸森町の地質は花崗岩の風化した真砂土（まさど）を主としています。この真砂土はもろく、水に弱いため、問題の多い土であることは広く知られています。令和元年東日本台風の際には、多くの土砂崩れを引き起こしました。このような地質の山の尾根を大きく削り、機材の搬入道の為に切り土、盛り土をし、その残土を処分することは土砂災害の危険性を増す行為で、住民の命に係わる大問題です。特に今回の事業予定区域では大規模な土砂災害があり、人命も失われています。十分な調査検討がなされていれば、巨大風車の建設には不適と判断されるべき地域です。巨大な風力発電設備の建設は大規模な土工事となります。それを流域環境の機能上の要である山地、特に尾根筋付近に設置することは、山の保水力と流域の水環境を不可逆的に変えます。山の水環境の変化による影響は流域全体に及び、森林の劣化、岩盤や斜面の崩壊、河川への土砂や泥土の流入と堆積、そして土石流の危険をも増大させます。

2 放射性物質の拡散

丸森町民は福島原発の事故による放射性物質の汚染に長年悩まされてきました。別の事業者の環境影響調査では 10,000Bq/kg を超える汚染土が出てきています。山の表土を動かすことはようやく落ちていた放射性物質を流出させ、流域を再汚染する危険があります。そして、この放射性物質の適正な処理は、技術的にも難しいものです。放射性物質の拡散が問題になれば、風評被害が再燃し、丸森町の農産物等の販売にも悪影響が出ることも懸念されます。

3 動植物への悪影響（建設予定地に阿武隈溪谷県立自然公園が含まれる）

今回の事業予定区域の一部には阿武隈溪谷県立自然公園が含まれています。クマタカやサシバなどの希少動物や絶滅危惧種も多く生息しています。山の尾根筋に巨大な風車が林立することはそれらの動植物の生息に大きな悪影響を与えます。巨大な風車の羽の回転速度はその先端で時速 250 km を超えます。バードストライク（風車の羽への鳥類の激突による傷害や死）は各地で問題になっており、渡り鳥への影響も懸念されています。また風車による地響きや人工音が動物の住処を奪い、行動を変えていきます。そしてその影響が、動物たちの生息域を人里へと近づけ、獣害をさらに増加させる危険があります。

4 低周波音による健康被害の懸念

巨大な風車の羽が風を切る時に出る低周波音や超低周波音は遠くまで届き、睡眠障害や頭痛、耳鳴りなどの健康障害を起こすことが指摘されております。そして実際に健康被害の訴えが各地で報告され、訴訟も起こされています。さらに山間部では雲に反射した低周波音がやまびこのように谷に響くことも指摘されており、昼夜を問わず谷にこだます低周波音に悩まされたら、逃げ場はありません。長年暮らしてきた愛着のある土地を離れるしかないのです。そんな理不尽なことが許されるのでしょうか。今回の事業では風車から1km以内に位置する民家が多数あるとみられます。家の近くに突然巨大な風車が建てられることは穏やかな山里の暮らしを奪う行為ですが、そうしたリスクを住民はきちんと知らされていません。

5 景観の破壊は町の過疎化に拍車

HSE社は地域貢献を謳っていますが、「水とみどりの輝くまち」がキャッチフレーズの丸森の美しい風景に巨大な人工物である風車は馴染みません。巨大風車の建設は山里の暮らしを享受してきた人々の慣れ親しんだ風景を突然、暴力的に奪いとる野蛮な行為です。さらに、豊かで美しい自然と静穏な生活を求める移住者の希望を打ち砕き、ひいては移住者の減少、町の過疎化に拍車をかけます。地域貢献を考えるなら風車の建設を中止することこそが一番の地域貢献です。

6 落雷による火災の危険性の増大、工事による地域住民の苦痛

風車が故障する原因の40%は自然現象で、そのほとんどが落雷と言われています。今回の事業予定地域には「雷の通り道」と言われるほど雷の多い地域もあります。落雷による風車火災が原因で森林火災にでもなれば、その被害は甚大です。HSE社の立てた風車のために地元の消防団が命がけの消火活動をしなくてはならなくなるかもしれません。丸森町は過去に大規模な森林火災を経験しており、今回の事業予定地域も過去に大規模な森林火災を経験しております。水利も十分でない場所で火災の危険を増大させる行為は絶対に避けるべきです。HSE社は風車には落雷対策をしていると説明しますが、風車の羽への落雷で羽が燃え落ちる映像がインターネットでも流れています。

また、仮に工事が着工されれば、建設期間中は工事車両が走り回り、資材の運搬や送電線の敷設のための通行規制などにより、周辺住民は多大な迷惑を被ります。一基の風車の基礎工事に必要なコンクリートは膨大で、コンクリートミキサー車で200台近いと言わ

れ、それがほぼ1日で行なわれることとなります。静かに暮らしていた家々の前を続けて200台近いコンクリートミキサー車が通りすぎることを想像してみてください。未だに台風災害の復旧が終わらないのに「また辛抱しろ」、と言えるのでしょうか。

7 丸森の未来を考えると風力発電の立地は負の遺産

HSE社は「事業が終わったら施設は撤去します」と言っていますが、20年以上も後のことは誰も保証できません。もし会社が倒産でもすれば、放置された風車と巨大なコンクリートの基礎が我が丸森町に残されることとなります。また、これらが撤去されたとしても山頂部に大きな変化が加えられ、自然災害の起きやすくなった山々が残されることとなります。丸森町の未来を考えると、このような負の遺産を子供たちに押し付けることは出来ません。

補足 私たちの再生可能エネルギーに対する考え方

私たちは再生可能エネルギーそのものに反対しているわけではありません。地産地消を基本とし、地域と共生できる再生可能エネルギーであれば、協力を惜しむものではありません。

過疎化が進む私たちのまちの未来を真剣に考えています。美しい自然に囲まれ、人々の心が通い合うまちであり続けて欲しいと願っています。大きく自然を改変する巨大風車やメガソーラーの建設は、私たちの思いを踏みにじるものです。先祖代々この土地に暮らし、守り続けてきた住民の気持ちを無視し、目先の利益のために地域住民を危険にさらし、分断を生むような開発事業には断固反対します。